

【コロナ感染防止対策が緩和されました】

新型コロナウイルス感染症対策に係る催し（イベント等）の開催要件について、令和5年1月27日以降は、収容率の上限が「大声での歓声等の有無を問わず、全て100%まで」となりました。

1 催物（イベント等）の開催要件内容 （特措法24条第9項に基づく要請）

	1月27日以降	従前（1月26日まで）
期 間	令和5年1月27日から 当面の間	令和4年3月22日から 令和5年1月26日まで
対象地域	京都府全域	（同左）
人数上限	①感染防止安全計画を策定 したイベント ⇒収容定員まで ②①以外のイベント ⇒5000人以上又は収容 定員50%のいずれか 大きい方	（同左）
収容率の 上 限	<u>大声での歓声等の有無を問 わず100%まで</u> ※大声とは観客等が通常よ りも大きな音量で、反復 継続的に声を発すること	① <u>大声での歓声等がないこ とを前提とするもの</u> ⇒100% ② <u>大声での歓声等が想定さ れるもの</u> ⇒50%
事前協議 等	①5000人超かつ収容率 50%超のイベントにつ いては、安全計画を策定 し京都府に提出 ②それ以外のイベントは、 イベント主催者でチェッ クリストをホームページ やSNSで公表	（同左）

（情報元＝京都府新型コロナウイルス感染症対策本部）